

正 誤

令和五年三月三日掲載の大臣は、次のとおりとなつた。

外務大臣臨時代理

国務大臣 松野 博一

令和五年一月十六日（号外第八号）公布総務省令第二号（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三七ページ改正前欄終りから三行目「昭和六十年郵政省令第二十五号」は削除する。

ページ段 行 誤 正

令和四年十一月七日農林水産省告示第千七百八十九号（保安林の指定を解除する件）

（原稿誤り）

五三 九葛

葛

〃 〃 終りから 一八葛

葛

平成二十三年十二月二十七日北海道開発局告示第百二十号（道路に関する件）

（原稿誤り）

八上 終りから 一三

四三・三八

五三・五三

〃 〃 一三

四三・三八

五三・五三

平成二十四年六月十五日北海道開発局告示第六十九号（道路に関する件）

（原稿誤り）

八下 一〇

四三・三八

五三・五三

〃 〃 一二

四三・三八

五三・五三